

Title	ピエール・オーグスト・モーゼール小伝(中)
Sub Title	A bibliographical sketch of Pierre-Auguste-Mauger (II)
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.4 (1965. 2) ,p.23(387)- 32(396)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650200-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ピエール・オーグスト・モージュール小伝(中)

鈴木泰平

三

ナンシーに於ける反革命の特殊な性格は扱て如何なる領域に求めることが出来るであろうか。これには当然、ゴッドン⁽¹⁾ ヨオ教授の云われる地域的乃至は社会構造的⁽¹⁾ 特殊性が問われるべきであるがその前に暫く反革命運動の最も典型的なものと思われるヴァンデー及び西南部地域の特徴を見ることが必要であろう。ヴァンデー⁽²⁾ 及び西南部地域の反革命運動に関して先づ問題になるのは反革命運動の時期の問題である。両地域に於ける反革命運動は厳密に云えば「八九年の革命」の展開と殆んど同時と見るべきであるが、所謂ヴァンデー戦争の名を冠せられた反革命が本格的に起つたのは、一七九三年三月であつた。此の九三年三月と云う特定の時期に反革命が展開したと云うことは勿論反革命の原因となつた特定の事態の展開に拠る訳であるが此の場合の特定な原因は云うまでもなく、九三年二月二十四日公布の所謂三十萬軍隊徴兵令である⁽³⁾。従つて反革命運動の発端は実質的には九三年二月の三十萬徴兵令であるが此の場合よく検討して見ると、展開過程は二段構えの型をとつていたのである。それは徴兵忌避の形の農民の叛乱とそれに乗じた旧貴族の革命政権に対する反抗である。農民の叛乱は八九年の革命の展開過程に照して見れば首肯出来ない所であるが、貴族の組織的陰謀に拠る以外の原因としては同地域の社会的、経済的特殊性に基くものと思われる。その最も特徴的なことは同地域の農民が大部分メイユ・コンジエアブルな小作人⁽⁵⁾ であつたことであつた。此の体制は云わばアンシアン・レジームの社会構造としては最も典型的

であり、それ故に農民はそれからの脱却を念願していた限りに於いては少くとも反革命的にはなり得ないものであつたが他方に於いては、彼等は革命の主導勢力としてのブルジョアには批判的であつたのである。何故ならば、彼等にとつては、ブルジョアは貴族の代理人として領主に対する封建的権利の徴収人であり生活必需品の利己的な独占的売却人として最も嫌われていたからであつた。従つて農民とブルジョアの連合が成立している他の地域に比較して同地方は成立の可能性は殆んどなく、反革命への素地は早くからあつたと見ていゝ訳である。斯様な素地に加えて同地域の農民のカソリック儀礼に対する異常な結びつきは更に彼等の反革命的傾向を促進していたのである。何故ならば、十分の一税の廃止と教会財産の国有化によつて更に生活の困窮化を来たした下級僧侶の数が多く、此れらによる反革命的煽動及び僧侶憲章による教区の廃止並びに廃止に関する法令措置の不徹底と連絡の不備は益々反革命僧侶を増し、彼等による組織的な反革命が農民を盲目的にその戦列に加えたからであつた。尚、ヴァンデー地方の場合は多数の反革命的な非宣誓僧侶に代わり多数の宣誓僧侶が赴任した際に起つた混乱も更にその反革命的傾向を助長したことは否定出来ない所であろう。両地方の反革命の原因の社会的特殊性は恐らく以上の若干のポイントに絞られるのであるが、三十萬軍隊徴兵令は結局本来斯様な条件下にある両地方を決定的な反革命に追い込んだ訳である。

両地方の反革命に関して次ぎに見るべきものは、反革命の運動が五月に入つて一端終わり次ぎに五月三十一日、六月二日革命後にフェデラリズム⁽⁶⁾と云う明確な性格と形態をとつて再発している事実である。此の反革命運動に関して云える特徴的なことは運動展開の当初から貴族と若干のブルジョアが極めて強力な軍事組織を持ち総兵員数も五万を凌駕して西部地域全体を押さえ、その上指導者が革命的傾向を持つているにもかゝらず、明確に王党派と連絡をとつていたことである。更に此の段階の運動に関して注目すべきことは、フェデラリズムの名の下に中央パリのサン・キュロットの指令に反して各県の首邑毎に独立した共和体制を設ける明確な目標を持つに至つたことであろう。彼等の此の運動は最早単なる

スローガンの運動ではなく、県毎に独立した評議会の下に公安委員会を設けてそれぞれパリの事態を検討しパリに反乱軍を送ると共に主として国有財産になつた旧財産の復括を求めていた⁽⁸⁾のである。此のフェデラリズムによる全国的なレジスタンスは勿論酷烈な弾圧を受け約二ヶ月に渉る内乱状態を呈したが、此の間六ヶ月に渉る抵抗を示したのはヴァンデー地方であつた。国民公会がヴァンデーに対する「全面戦争⁽⁹⁾」を宣言したのは、九三年八月一日であるが、十二月⁽¹⁰⁾に入つても尚ゲリラの形で戦闘が続いている点から見れば西部地域でも最も激烈な抵抗を示した訳である。

此の第二段階の運動で一応注目すべき問題は、始めて反革命派が対フランス大連合の中のイギリスと連絡を持ち得たことであろう。勿論この連絡は、ヴァンデーの反乱を激化したり助長した訳ではない。イギリスが西部地域の港湾の保障占領を持ち出して拒絶された所から見ればこのことは充分立証出来る所である⁽¹¹⁾。

西部地域の反革命に対して南東地方はロゼール、プロヴァンスの場合は全面的なレジスタンスではなく、都市的形態と性格を持つている点で稍異つたニュアンスを持つているのである。

リヨンの反革命に関して特記すべきことは、一七七四年以前より経済的危機が存続し、然もその危機によつて、アルプ、ジュラ、中央高原地帯の貧困階級がリヨンに流入し革命前より異常な過剰人口の状態が呈示されていたことである。この過剰人口は勿論、リヨンの絹織物工業に吸収されていた訳ではなく、更に革命の勃発は、同職組合の廃止と失業を助長し労働階級は殆んど放置されたまゝ⁽¹²⁾であつた。従つて、社会的危機は経済的危機を更に助長し更にブルジョア階級にも少なからぬ打撃を加えていたのである。

斯様な近代工業都市的型態を持つリヨンに於いてはマルティニズム⁽¹³⁾の形に於ける神秘主義が合理的精神に勝る侵透力を持つており、且又それはトリノに於ける国際的な反革命勢力と結びつく立場にあつたのである。リヨンの反革命に関して次ぎに指適出来る特徴は運動の開始時期が八月十日革命に置かれ、シロンド的色彩を濃厚に漂はしていたことである

う。この色彩は、五月三十一日のクーデター後極めて明瞭になり、リヨンは明白にモデルの反配する所となっていた。このために国民公会は九三年の七日より極めて大規模なリヨン平定作戦を実施しフェデリリスムの根源としてのリヨンの孤立化が計られた次第である。リヨンの叛乱の特長として次に見得ることは、リヨンが周辺地域の運動から全く孤立し、運動の性格がフェデリリスムから王党主義に変化したことであるが、これはエヅアール・エリオも指摘している如く、運動の指導権が王党派に握られ、本質的にはシロンドの叛乱であつたことには変りはないのである。何れにせよリヨンの反乱は「リヨンは最早存在せず」の十月二十三日の革命法令の声明にもある如く、激烈性と特殊性に於いて最も特長的であつた。

リヨンに対してプロヴァンスの場合は、反乱の性格がジャコバンのフェデリリスムを帯びていた点で極めて特異性があつた。特にツーロンとマルセイユの場合ではそのフェデリリスムを貫くために外国勢力との結合が考えられていた点でも同様に特異性が見られるのである。反乱の時期に関しては殆んど前記諸地域と同じであるが、反乱の指導の仕方に於いては、イギリスとスペインの軍事介入を積極的に求めていた点で極めて異つていたことは云うまでもない。

ヴァンデーよりプロヴァンスに至る反革命運動に関し、一応出てくる問題は凡そ次の如き若干のものに絞られてくるものと思われる。その一は叛乱の現実⁽¹⁴⁾に於ける展開が何れも恐嚇政治体制に於ける革命政治の運用に反対する形態をとりながらも、実際には反革命運動の最終的目標とプログラムに欠けていたと言ふことである。換言すれば反革命運動は一応フェデリリスムの名の下に動いてはいたが、一つとして具体的なプログラムと達成目標を掲げているものではないのである。次ぎに見得ることは反革命の名を冠しながらも王党主義と旧貴族の復活運動は、自主的、独立的性格を欠いて居り、革命政治への批判と云う消極的動きに終始せざるを得なかつたことであろう。こゝには王権復活への強烈な意欲はなく、

せいぜい革命政治の手直し程度に過ぎない。又次ぎに見得ることは、反乱の規模が全国的ではなく、特定の歴史的社会的条件の存件する区域のみに限定され、然も反乱展開の条件が革命政治の行き方に批判的な場合のみに限られていることであろう。換言すれば革命の指導理念に直接対決する高い原則と方法が皆無なことなのである。従つて反革命はヴァンデーヤリヨンの如く農業構造ないしは工業構造が特異性のあるものに限られて居り、全国的な展開に及び得る普遍性がないのである。

次ぎに反乱運動の進め方に関して云える特徴的なことは、外国勢力との結合を積極的に行つたことであるが、同れも一方的な交渉に終わり、しかも無条件的な特定地域の保障占領を反革命勢力は全く問題にしていないことである。⁽²⁸⁾

反革命運動に関して最後に指適出来ることは、シロンド的モデルとジャコバン急進派の対決が反革命運動の枠内に限られて、革命政治への対決——革命派對王党派、旧貴族派——の形が極めて薄く、アンシアン・レジーム復活の意向が強く看取出来ないことである。

従つて両地域に関する限り、反革命運動には純粋な形のものはなく、せいぜい革命政治の部分的な手直しを求める動きと王党派の便乗と云う形しかないのである。換言すれば現実には革命政府を打倒し、反革命に対応するメカニズムの設定運動はなかつたとも云えよう。⁽¹⁹⁾

四

以上の如く検討してみると当然次ぎの問題になるのは、フランス内外に於いて反革命の原則ないし思想が全く欠如し、単なる批判思想のみがあつたが故に反革命が成功しなかつたと云ふことであろう。

従つてこゝで先づ検討すべきことは、フランス内外に渉る反革命思想の伝統と伝播の問題であるが、エドモンド・バー

クとマレ・デュ・パンが反革命思想の典型とも言うべきものを打出したのは余りにも明らかである。恐らく反革命思想の伝播と形成には、フランソア・ボナールとシャトオブリアンの名を挙げるべきであろうし亦司教モーレイ、バルラユルの名も逸することは出来ないが何れも年代時に遅いか或いは、中核的思想の形成には直接関係はない。従つてパークとマレ・デュ・パンの思想と現実の運動との結びつきが問題になつてくる訳であるが、此の点に関してはゴドシヨオ教授も指適する如く、決定的な結論を一つ呈示出来るのである。それは革命当時の反革命運動は一つとして、特定の思想に依拠して築かれていたものはないと云うことである。換言すれば反革命運動と反革命思想との中には何等必然的な因果関係はなく、両者は全く無縁のものなのである。⁽²¹⁾ 恐らく反革命運動の思想的系譜を九十年代に関する限りたどることは不可能となる他はない。従つて当面の反革命に対する直接的リアクションが如何なる形をとつていたかを検討する以外には方法はないものと云えよう。

その第一のものは、所謂王党派のプログラムとも云うべきものである。これは主としてネッケルと国爾尚書バラントンの手になるものであるが、その目標は、三都会の解散と二院制に基く立憲王制の設立であつて、それ以上の如何なる改革にも反対であり、アンシアン・レジームの若干の改革にとゞまつているのである。これはしかし、現実には反革命運動の基礎的プログラムになつていないものであり、これより次ぎの反革命運動のプログラムが出てくる基礎になつていないのである。⁽²²⁾ 王党派のプログラムに続くものは温和右派とも云うべきカザレスとモンロジエのプランであつた。カザレスの考え方は要するに民衆の主権を説くも国会の主権保有に反対し、行政部の立法部えの優位と司法権力の国王留保に止まつて居り、パーク流のイギリス型制度を僅かに窺はせるに過ぎない。これに対してモンロジエは、カザレスと同様、国家権力の完全な分立には反対であり、国王に三権が留保されると共に貴族権力が排除されることを求め、更に極端な反宗教政策に反対する別箇のモデルの態度をとつていたのである。

以上の二者に対峙しているものには、過激右派とも云うべきダントレーグ伯爵が挙げられよう。ダントレーグ伯の主張⁽²⁴⁾は要するに特権と身分の維持及び王制擁護につきて居り、フランスには根本的にデモクラシーは不適當であると云うのである。この点について伯は確かにルソーの考えを知つていたのは間違いない所と云えよう。ダントレーグ伯に続く者にはトバロール、フェラン伯爵、バルウェル司教及びデュヴァンが居るが、何れもジャーナリストとしての活動を行い一様に国王権力の復活を主張しているのである。彼等の説く所に従えば、フランスに可能な政府の形式は三つしかなく、それは伝統的な王制的絶対主義、貴族制及びデモクラティックな無政府制であるとし、何れも上からの改革、イギリス流の憲法制定、貴族への不信、及び革命陰謀説を奉じているのに止まつているのである。

以上の云わば反革命的動きは、勿論現実的行動を伝へている訳ではなく、単なる主張に止まつているのに過ぎないのであるが、ダントレーグ伯の場合のみは若干ニュアンスを異にしている面が見られるのである。それはダントレーグ伯が現実に反革命運動を指導し今後の反革命運動に一つの目標と方法を示しているからである。ダントレーグ伯のプランと行動はイタリア、リボルノ駐在領事フランシス・ドレーク宛の所謂ドロップ・モア文書⁽²⁵⁾を通じて大要を窺えるのであるがそれによると、イギリスが平和条約を結んで、王党派に援助資金を提供し、更にヴァンデーの叛乱に必要な援助を与えれば、フランスの王政復活は充分に可能であるとしているのである。換言すれば、ダントレーグ伯の目的はイギリス政府とフランス王制派とを結び全体としてのアンシャン・レジームの復活を計るように説きプロヴァンス伯爵を王位継承者として實際的に承認をとりつけようとした所にあると共にフランス立憲派ではなく、正統王党派のみに支持を求めていたのである。ダントレーグ伯爵の構想は、勿論単なる机上プランに終つてゐるものではなく、それがイギリスを始め諸国の情報機関を通じて国際的な反革命戦線結成の機運を促し、例えばイギリス側から拒否的回答に接したとは云え、反革命運動の現実的な先例を作つた意味に於いて、確かに革命に対するリアクションであつたと云えるのである。

前述した如く、反革命の思想と原則とに直接的な結びつきを持つていない反革命運動に於いて、ダントレーグ伯爵の動きもは珍重すべきものであるが、しかしこの動きも西部及南東部地域の反革命運動には直接的な関聯はないのである。従つて九三年代の反革命運動は運動展開の先例を持つてはいるが、独立した別の枠内で考慮される他はないと云えよう。

上述した如く、反革命運動全般に関して云えることは、反革命の伝統は思想的にも現実的にも薄く、特に指導理念の欠如と組織の未熟さは、国内的には反革命の目標達成を不可能にしていることである。革命体制の進展している段階に於いて少くとも斯様な情況にある限り、反革命の強力な展開は当底不可能なことは明瞭と云はなければならぬ。若しも反革命の強力な展開が行はれ、或る程度にせよ目標の達成が期せられるとすれば、何等かの国際的な組織か、その国際的組織を現実にも担う勢力がない限り矢張不可能と云う他はない。

こゝで想起すべきは、所謂 *Emigration* の動向であろうと思はれる。上段に於いて検討した反革命運動の西部乃至は南東部区域に於ける展開は全くその動きが国内的であり、少くとも *Emigration* の介在する所は皆無であつた。従つて *Emigration* の動向の検討が反革命の性格と型を考える上に一つの鍵を呈供する可能性もある訳である。

エミグレ第一号としてはよくカロンヌの名が引用されているのであるが、このエミグレ又は国外逃亡は如何なる動機に立っているのだろうか。恐らく国外逃亡はそれ自体確かに一つの消極的な反革命的行為にあることには間違ひはないし、亦その動機の大部分が革命政治への恐怖にあるのも確かであろう。然し彼等に共通して持たれた観念は「祖国」でありしかもパトリは此の場合国王への忠誠にすり代えられていたのが通例であつた。所でエミグレの居住地域は主として北イタリー・サルヂニヤ、ピエモンテ、スペイン、ライン上流地域であり、コブレンツが彼等の大根拠地であつたことは周知の事実であつた。

ピエール・オーグスト・モージエールの反革命運動に関して、吾々がこの点に於いて一つの連絡路があるかに思うのは

必ずしも臆測に止まるものではない。

註

- 一 J. Godechot, *La Contre-Révolution 1789-1804*, p. 218-223.
- 二 ヴァンデー (Vendée) の反乱の中に積極的にフェデリリスムの性格を認めるのは恐らくポール・ニコル教授で *ANQ*。 *Annales Historique de la Révolution Française*, 1936, pp. 481-512; 1937, pp. 215-233; 1938, pp. 12-53, 289-313, 385-410.
- 三 A. Aulard, *Recueil des Actes du Comité de Salut public*. Tome V, P. 190.
- 四 G. Lefebvre, "Quatre-Vingt-Neuf", 1939, の構想によれば、当然農民は革命の勃発を期待し事実革命運動に同調してゐるのである。
- 五 *domanes congéables* の小作人は *Colons partiaires* とも云はれた。法人格のない農奴的身分とでも云ふべきである。(G. Godechot. *La Contre-Révolution* p. 220).
- 六 フェデリリスムは厳密には主義ではない。地域毎に独立した共和制の樹立を求める運動自体を指す。P. Nicolle 前出論文参照。
- 七 サン・キュロットの指令は実際にはない。正式には革命

ピエール・オーグスト・モージュール小伝(中)

政府及び公安委員会からの指令である。(A. Aulard, *Recueil des Actes*, Tome. V. p. 25)

八 国有財産 (*Biens Nationaux*) の復活運動は勿論ナポレオン体制まで存続していたが此の段階に於ける運動は単なる権利の回復ではなく、既存体制への現的復帰を問題としてゐた。

九 A. Aulard, *Recueil des Actes*, Tome VI, p. 105
一〇 A. Aulard, *Recueil des Actes*, Tome IX, p. 163-5
公安委員会より軍団長宛の指令は、国内叛乱を考慮した上での指令であることが窺はれる。

一一 A. Aulard, *op. cit.*, Tome IX, p. 343.
ヴァンデー叛乱に関して公安委員会は尚ノール軍団からの部隊移動を命じて居り、凡ゆる国外勢力との妥協に反対してゐる。G. Herlaut, *Le Général rouge*, *Ronsin*, p. 273 にはヴァンデー遠征軍そのエメール派の赤将軍ロンサンの従軍を伝えている。

一二 リヨンに関する情勢に多く出てくるのは公安委員会議事録の中でも第八・第九卷であるが、リヨンの経済的特殊性に関しては具体的記述は少い。

一三 マルティニスム *martinisme* は知られざるフィロゾーフ *Claude du Saint-Martin* の弟子 *Willermoz* の

影響下に括められた一種の神秘主義でも。

- 一四 A. Aulard, Op. cit., Tome, IX, p. 91-93. Collet-d'Herbois の政策の成功と思はれる。
 - 一五 Hériot の著作 “Lyon nest plus” は入手出来ず、
ドシヨオ教授からの引用による。Godechot, op. cit., p. 257.
 - 一六 A. Aulard, op. cit., Tome VIII, p. 32-33. 38-40, アルプ軍団付委員報告はリヨンの徹底的攻撃を記し、リヨンの全面的再建の必要なることを付記している。
 - 一七 ロゼール、タルン地域の反革命運動については、A. Aulard, op. cit., tome VIII, p. 40-45 所載の報告に拠る。
 - 一八 反革命勢力は外国の軍事行動の手段としてか利用されていないことは、反革命運動全体を通じて特徴的なことであり、エミグレの場合も大同小異であつた。
 - 一九 反革命のメカニズムは外国に於ける反革命勢力のみによつて描かれたにとゞまり、国内的領域では全く問題になつていない。
 - 二〇 E. Burke と Mallet du pan は九三年代に関する限り問題になるが Bonald と Chateaubriand が直接影響力を行使するのは不可能である。
 - 二一 ゴッドシヨオ教授の診断は年代的に明快である。事実の検証は明瞭にその正確なことを知らせてくれる。
- 一二二 (G. Godechot, La Contre-Révolution, p. 407-10.
 - 一二三 Barintin の演説及びその目標は『三部会石集』の演説に明白である。(Recueil de Documents relatifs aux séances des États -Généraux, mai-juin 1789, Paris, 1953 参照。これに関する説明と評価については Lefebvre, “Quatre-Vingt-Neuf” を見よ。
 - 一二四 Cazalès と Montlosier に関する Pingaud と Ricard の研究には接し得られなかつた。記述は主としてドシヨオ教授による。(Godechot, La Contre-Révolution, p. 28-32)
 - 一二五 Le comte d'Antaignes の研究史も既に三十余年を経たがその研究は主として Drogmore papers の検討に負う所が多い。
 - 一二六 Drogmore papers の史料的研究に関しては早くマティエが行つて居るが最近では若干の点で読み違いも指摘されて居り、更に史料に対するやゝ無批判の利用も問題にされているようである。この点については Reinhard 教授も云はれてゐる如く (Annals Historiques de la Révolution Française., 1958, No. 5, p. 18) 他の史料との比較研究と充分なクリティクが必要と思はれる。